

## 保税工場許可申請書（C-3200）

「**工場の構造、棟数及び面積**」欄には、申請に係る保税工場の部分につき、建物についてはその構造、棟数及びその延べ面積により、土地については土地である旨及びその面積により、水域については水域である旨及びその水面の面積により記載し、原則として、原料蔵置場、製品蔵置場及び作業場に区分して記載する。

なお、対象の建物等が多いため、申請書に記載することが困難な場合は、棟数及び面積の合計を申請書に記載し、明細については、明細内訳書を申請書に添付して差し支えない。

「**保税作業の種類及び内容**」欄には、加工、製造の品目及びその加工、製造の方法等について記載する。

「**利用の見込み**」欄には、申請後1年間における保税原料品の使用見込量、製品の製造見込量及び製品の積戻し見込量について品名、数量、価格の概数を記載する。

### <添付書類>

申請書には、関税法基本通達56-9に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。